

人間文化研究機構共同研究員規程

平成16年11月15日
人間文化研究機構規程第63号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「各機関」という。）における共同研究員の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 共同研究員とは、各機関の研究計画に基づく共同研究に参加し、各機関の研究教育職員その他各機関が認めた者と共同して研究を行う研究者とする。

(資格)

第3条 共同研究員として受け入れることができる者は、大学その他の研究機関の研究者又はこれと同等の研究能力を有する者とする。

(委嘱)

第4条 共同研究員は、各機関の長が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 共同研究員の委嘱期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の範囲内とする。

(施設等の利用)

第6条 共同研究員は、当該共同研究のために、各機関の施設、設備、文献、標本資料等を利用することができる。

(旅費等の支給)

第7条 共同研究員には、別に定める人間文化研究機構旅費規程に基づき、旅費及びその他必要と認めるものを支給することができる。

(研究成果の公表)

第8条 共同研究員が、各機関において行った共同研究にかかわる研究成果を公表するときは各機関における共同研究であることを明示しなければならない。

(規程等の遵守)

第9条 共同研究員は研究を行うに当たっては、本機構及び各機関の規程その他の定めを遵守しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、共同研究員の受入れに関し必要な事項は、各機

関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。